

東京都地域医療の充実のための遠隔医療補助事業補助金交付要綱

平成14年6月21日付14健医政第222号
一部改正 平成14年10月22日付14健医政第525号
一部改正 平成15年7月7日付15健医政第359号
一部改正 平成21年9月9日付21福保医政第885号
一部改正 平成25年6月17日付25福保医政第394号
一部改正 平成26年4月21日付26福保医政第124号
一部改正 令和3年5月27日付3福保医政第385号
一部改正 令和5年6月26日付5福保医政第732号
一部改正 令和6年5月10日付6保医医政第173号
一部改正 令和7年10月17日付7保医医政第1367号

(交付の目的)

第1 この要綱は、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助対象者、補助対象事業の内容及び補助対象経費

(1) 補助対象者

東京都内に医療機関を開設する者で、以下の遠隔医療を初めて実施する者（ただし、遠隔画像診断等の場合、診断支援側と診断依頼側とで、事業実施について合意していることを要する。）

ア 遠隔病理診断（支援側、依頼側）

イ 遠隔画像診断（支援側、依頼側）

ウ 遠隔手術指導

エ オンライン診療

ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。

(2) 補助対象事業の内容

ア 遠隔病理診断

診断依頼側（患者を直接診察する医療機関）は診断支援側（遠隔地の病理専門医等）に対し、病理組織の顕微鏡画像、眼底画像、超音波画像、内視鏡画像等を主に動画像として伝送する。診断支援側は、動画像を遠隔操作して観察、診断を行い、その結果を診断依頼側に報告する。

イ 遠隔画像診断

診断・助言依頼側（患者を直接診察する医療機関）は診断支援側（遠隔地の専門医等）に対し、単純エックス線、CR、CT、MRI等で撮影した画像を静止画像、施術中の動画像等を伝送する。診断・助言支援側は、画像を診断依頼側と共有するなどして観察、診断、助言を行い、その結果を診断依頼側に報告する。

ウ 遠隔手術指導

遠隔地の医療機関において指導医が患者の存在する現地の手術にリアルタイムで参加しつつ、タブレット等の情報通信機器を用いて画像や音声で具体的に現地術者の手術内容を指導する形態である。遠隔地の指導医と現地の術者の関係は「オンライン診療指針」におけるD to Dとなる。遠隔操作により現地のモニターに線や矢印を投影するシステムを用

いることや、現地の手術室全体を見渡せるシステムで手術全体を統括することも含まれる。

エ オンライン診療

患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

(3) 補助対象経費

遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の購入費を補助対象経費とする。ただし、専ら遠隔医療の用に供するものに限る。

(4) その他

ア 遠隔医療を実施するに当たっては、以下を遵守すること。

(ア)「オンライン診療その他の遠隔医療の推進に向けた基本方針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001116015.pdf>)

(イ)「オンライン診療の適切な実施に関する指針」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001233212.pdf>)

(ウ)「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>)

(エ)「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/001112044.pdf>)

イ 遠隔医療にかかる情報については、以下を参照すること。

(ア) 遠隔医療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html)

(イ) オンライン診療に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024_00004.html)

(ウ) 医療分野のサイバーセキュリティ対策に関するホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/johoka/cyber-security.html)

ウ 遠隔手術指導の実施に当たっては、一般社団法人日本外科学会が公開している「遠隔手術ガイドライン」に基づく実施体制を確保すること。

(補助金の交付)

第3 この補助金の交付額は、次により算出された額を、都の予算の範囲内で交付するものとする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

なお、1か所につき150,000円を下限額とする。

1 区 分	2 基準額	3 対 象 経 費
地域医療の充実のための遠隔医療補助事業	1 施設当たり、次に掲げる額の合計額 1 遠隔病理診断装置 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円 2 遠隔画像診断及び助言	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等の購入費

	(1) 支援側医療機関	1 6, 3 9 0 千円	
	(2) 依頼側医療機関	1 4, 8 5 5 千円	
3	遠隔手術指導	5, 5 8 0 千円	
4	オンライン診療装置	2, 6 6 0 千円	

(注) 1 遠隔画像診断装置について、既に依頼側としての機器を整備している医療機関が補助事業により支援側としての機器を購入する場合は、第2欄に定める基準額は2(1)の支援側医療機関の基準額とする。

2 遠隔画像診断装置について、既に支援側としての機器を整備している医療機関が補助事業により依頼側としての機器を購入する場合は、第2欄に定める基準額は2(2)の依頼側医療機関の基準額とする。

3 上記にかかわらず、遠隔画像診断装置について、補助事業により依頼側としての機器又は支援側としての機器を購入した医療機関は、次年度以降において支援側としての機器又は依頼側としての機器を購入するに当たり、この補助金を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第4 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年5月31日までに、第1号様式による交付申請書に関係書類を添えて、知事に2部提出しなければならない。ただし、知事が提出期限を別途定めた場合には、当該期日までに提出しなければならない。

なお、第2(2)アの事業についての補助金の申請は、支援側と依頼側とはそれぞれ単独で行うものとする。

(2) なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第5 知事は、第4の規定による補助金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等を行い、適当と認めたときは第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第6 申請者は、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第4に定める規定に従い、毎年1月20日までに変更の申請を行うものとする。

(申請の撤回)

第7 申請者は、この交付の決定の内容又はこれに付けた条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件を付けるものとする。

(1) 事情変更による決定の取消し等

ア 知事は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ アの規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限る。

ウ アの規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。

エ ウの規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、アの規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(2) 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき（ただし、配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の変更の場合を除く。）。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更の場合を除く。）。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告

ア 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要事項を書面により知事に報告しなければならない。

なお、補助事業の完了予定日は、補助金の交付の決定日が属する東京都の会計年度の終了日以前でなければならない。

イ アの規定による報告に基づき、必要な指示を与えられた場合は、補助事業者は、直ちにその指示に従わなければならない。

(4) 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況その他必要な事項について、報告を徴し、又は検査を行うことがある。

(5) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、(10)の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(6) 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の

完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業者が地方公共団体以外の場合は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(7) 事業実績等の報告

ア 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（(2)の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日から起算して30日を経過した日）又は東京都の会計年度の終了日のいずれか早い日までに、第2号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、知事に2部提出しなければならない。

イ 補助事業者は、事業実施翌年度の4月1日から12月31日までの実績について、事業実施翌年度の1月31日までに、第6号様式による翌年度実績報告書に关系書類を添えて、知事に1部提出しなければならない。

ウ なお、第4に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(8) 補助金額の確定等

知事は、(7)のアの規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

知事は、(8)の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずるものとする。

(10) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(イ) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(ロ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ハ) 補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件、その他法令又はこの要綱による指示に違反したとき。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

(11) 補助金の返還

ア 知事が(10)のアの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

(12) 違約加算金及び延滞金

ア (10)の規定により、知事が補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金

(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(13) 違約加算金の計算

- ア 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における(12)のアの規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- イ 知事が(12)のアの規定により、加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(14) 延滞金の計算

- 知事が(12)のイの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(15) 財産の処分

- ア 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産(以下「財産」という。)については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、イに定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- イ アの規定による財産の処分の制限期間は、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数とする。
- ウ 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があった場合には、知事は、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(16) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

- 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第3号様式により速やかに知事に報告しなければならない。この場合、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額相当額の全部又は一部を返還させることができる。

(17) 補助事業に係る契約の方法等

- ア 補助事業者は、補助事業に係る契約を締結しようとする場合は、原則として、東京都が行う契約手続きに準拠し、東京都が別に定める手続きに従って、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行わなければならない。ただし、(ア)ないし(エ)に該当し、契約前に知事に理由を付して報告した場合は、随意契約の方法によることができる。
 - (ア) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度入札をしても落札者がいない場合
 - (イ) 自治体立病院にあっては、地方自治法等の規定に基づく場合
 - (ウ) 予定価格が250万円未満である場合
 - (エ) 特殊な技術を必要とするなどの理由により、知事が適当と認める場合
- イ 指名競争入札の方法による場合の入札参加業者(指名業者)の数は、原則として、工事請負契約については10者以上、物品買入れ等契約については5者以上とする。ただし、契約の性質及び目的等により、知事が適当と認める場合は、この限りではない。
- ウ 補助事業者は、入札予定日の15日前までに、第4号様式による入札日等報告書に係る書類

を添えて、知事に1部提出しなければならない。

エ 補助事業者は、契約締結の日から起算して15日を経過した日又は当該補助事業の属する東京都の会計年度の終了日のいずれか早い日までに、第5号様式による契約締結報告書に関係書類を添えて、知事に1部提出しなければならない。

オ 知事は、補助事業者からエの規定による報告を受けたときは、(ア)ないし(ウ)に該当する事項について、一般の閲覧に供することとする。

(ア) 入札業者名（随意契約の場合は見積書を聴取した業者名）

(イ) 落札業者名（随意契約の場合は契約業者名）

(ウ) 契約金額

カ 補助事業者は、工事請負契約に当たり一括下請負の承諾をしてはならない。

キ 補助事業者は、入札を実施するに当たっては適切に執行されるよう努めなければならない。

ク 東京都は、必要に応じて補助事業者に対して指導を行い、又、関係資料の提出を求め、並びに現地での入札立会いをすることができる。

ケ 補助事業者がアないしクの規定に違反した場合には、知事は(10)の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(その他)

第9 特別の事情により、第3、第4、第6及び第8の(7)に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 ここに定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年6月21日から施行し、平成13年4月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年10月22日から施行し、平成13年4月26日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。